

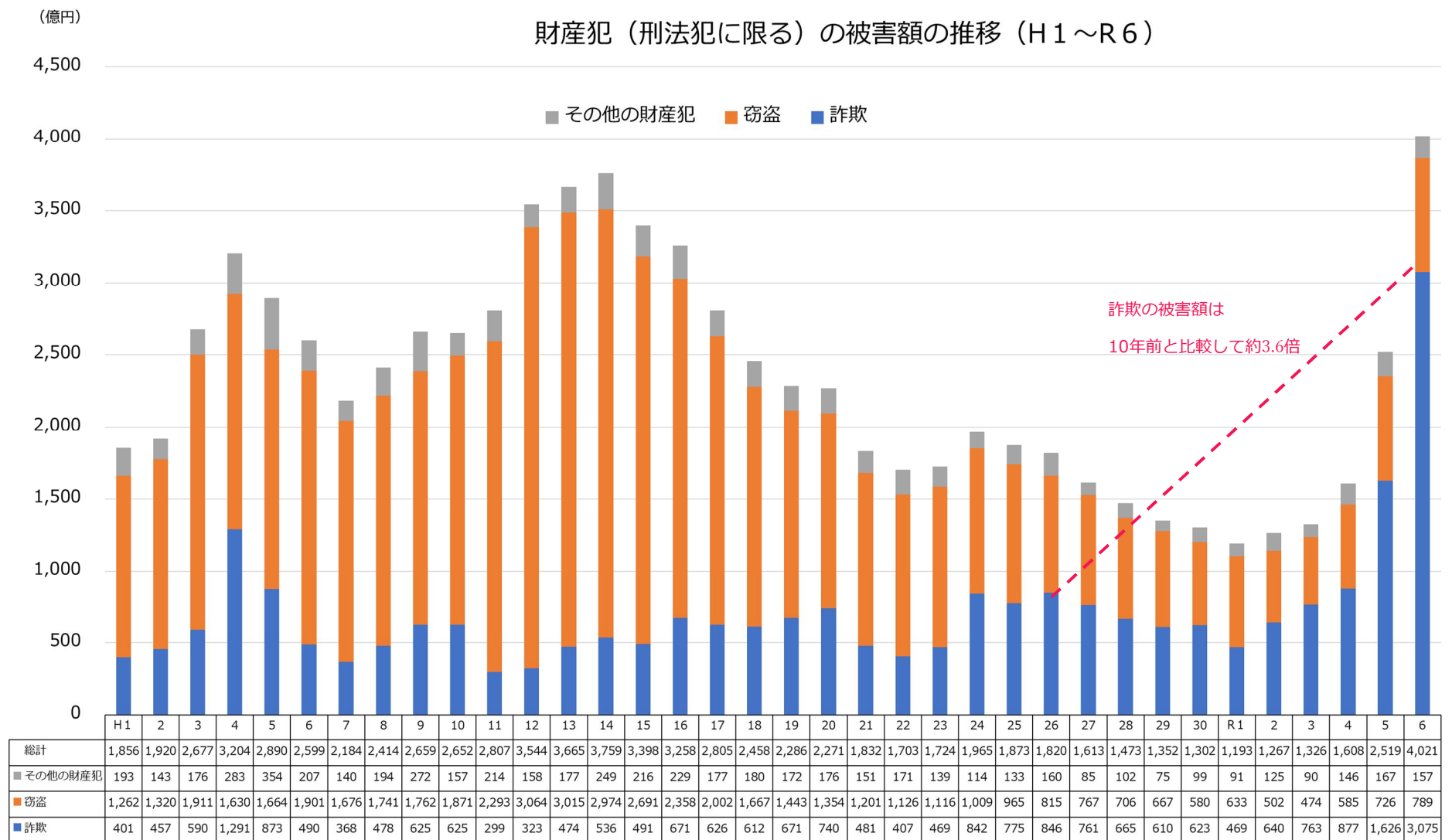
第 1 回事務局説明資料

目 次

1. 金融サービスを悪用したマネー・ローンダリングの概況
2. 検討項目各論
 - ① 口座譲渡等の罰則の在り方
 - ② 有償で他人に財産を移転させる行為への対応
 - ③ 「架空名義口座」を利用した新たな措置について

1. 金融サービスを悪用した マネー・ローンダリングの概況

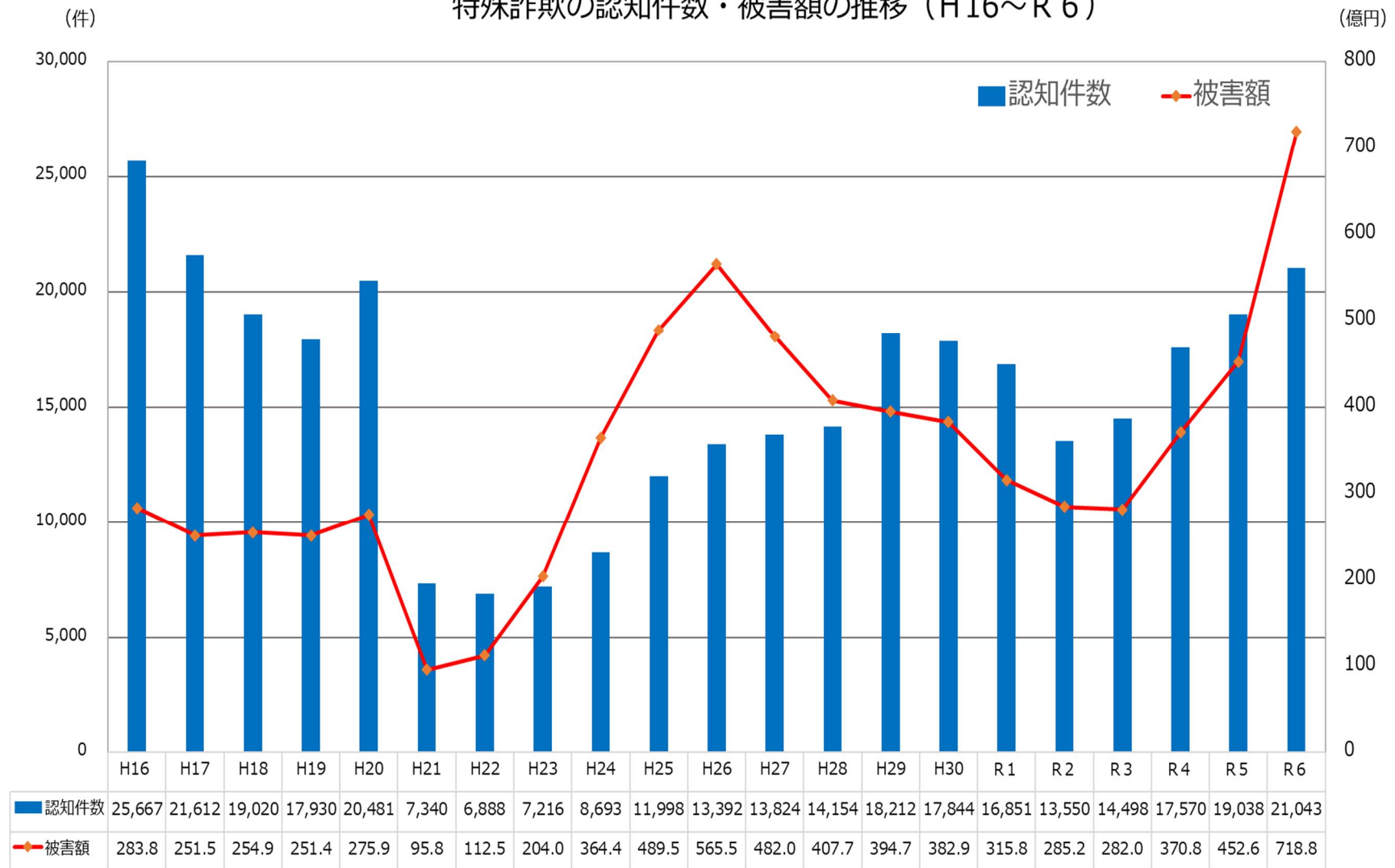
財産犯の被害状況



※ 「その他の財産犯」は、強盗、恐喝、横領、占有離脱物横領をいう。

特殊詐欺の被害状況

特殊詐欺の認知件数・被害額の推移（H16～R6）

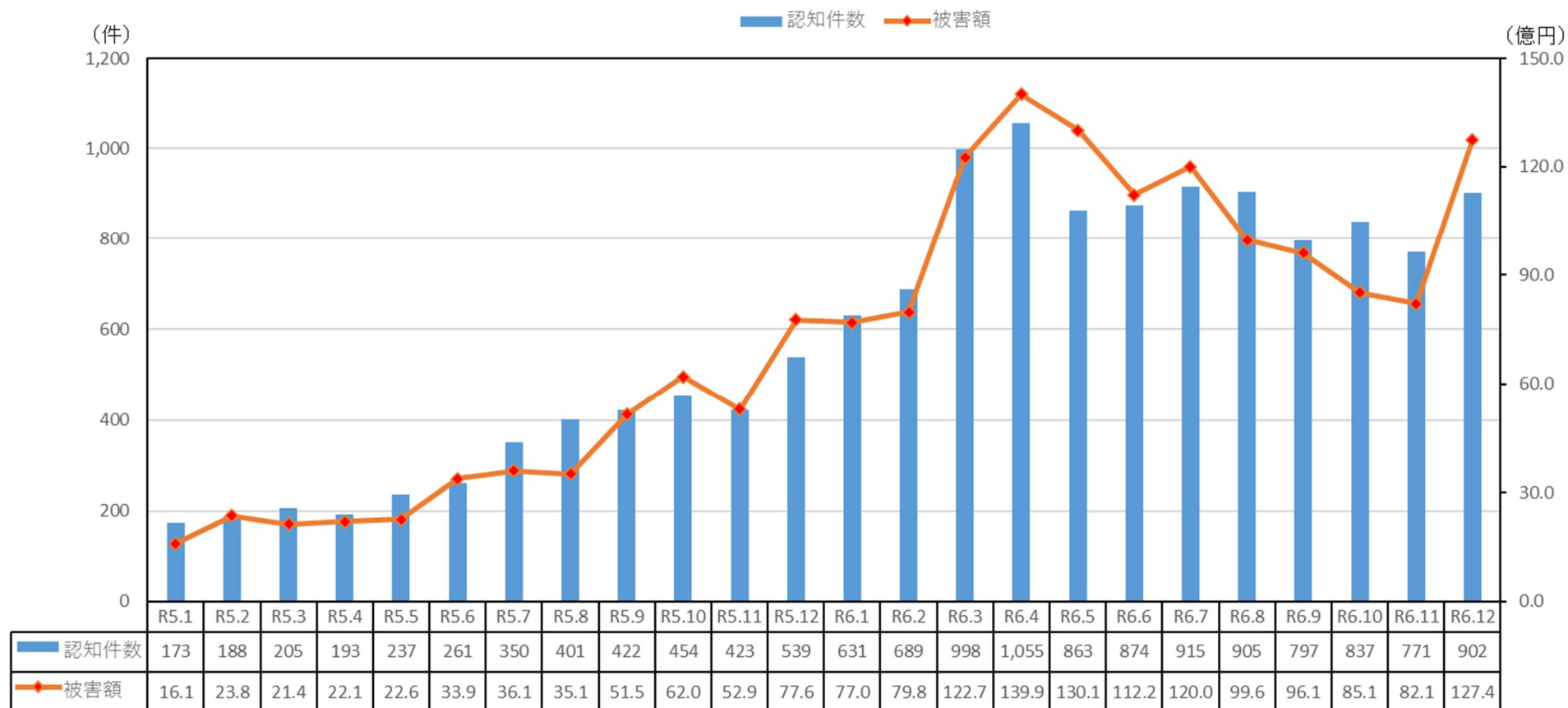


※ 令和7年5月29日警察庁公表「令和6年における特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の認知・検挙状況等について（確定値版）」のデータを利用して作成。

※ 特殊詐欺については平成16年から統計を開始。

SNS型投資・ロマンス詐欺の被害状況

S N S 型投資・ロマンス詐欺の認知件数・被害額の推移（R5.1～R6.12）

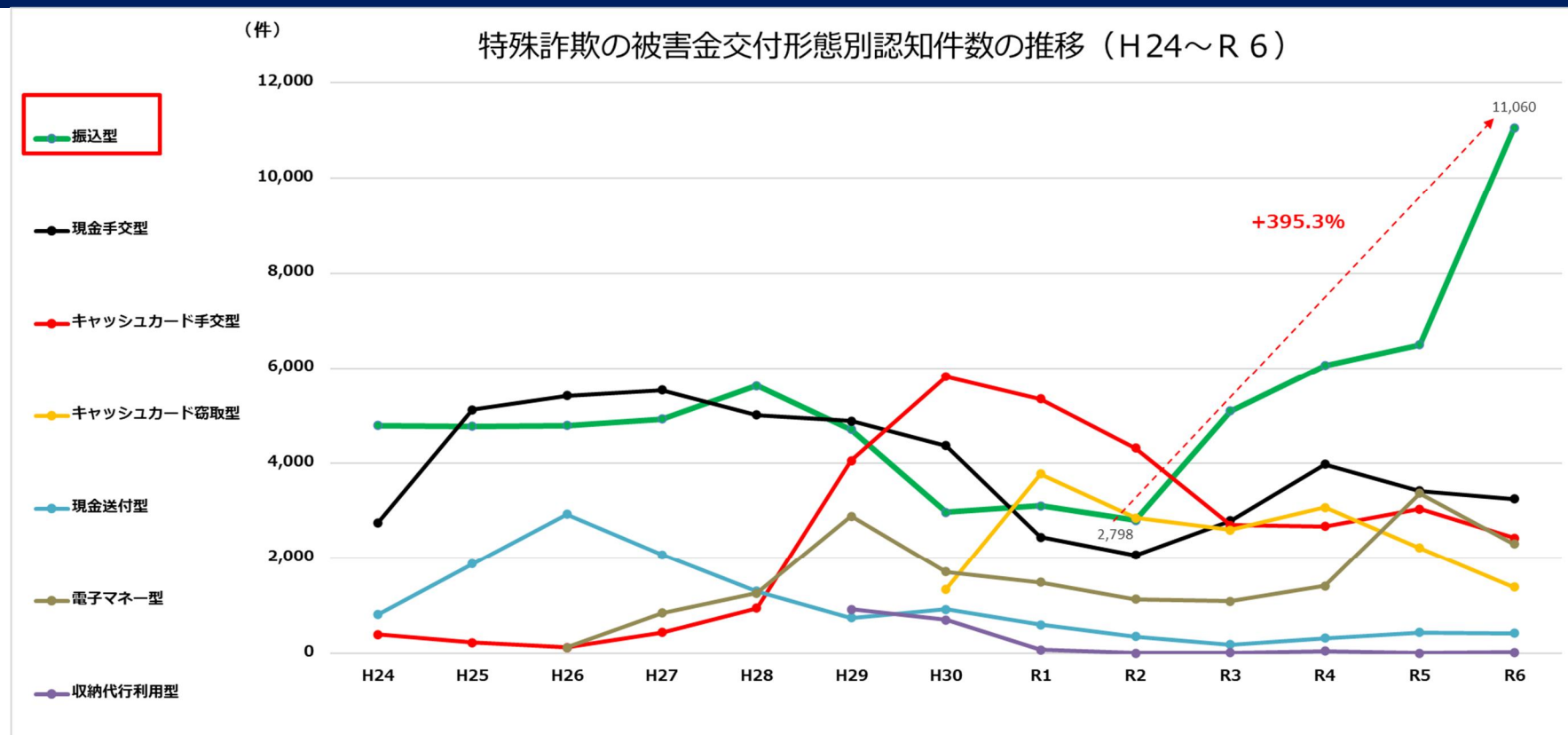


※ 令和7年5月29日警察庁公表「令和6年における特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の認知・検挙状況等について（確定値版）」のデータを利用。

※ SNS型投資・ロマンス詐欺については令和5年から統計を開始。

※ 令和5年中の調査においては、SNS型ロマンス詐欺について、相手方が外国人又は海外居住者を名乗ったものを対象として実施。

特殊詐欺の被害金の交付形態別認知件数の状況



	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
振込型	4,793	4,772	4,788	4,922	5,626	4,709	2,968	3,108	2,798	5,095	6,058	6,496	11,060
現金手交型	2,746	5,118	5,415	5,537	5,011	4,886	4,367	2,447	2,069	2,793	3,981	3,421	3,247
キャッシュカード手交型	399	232	126	439	951	4,056	5,824	5,352	4,317	2,698	2,671	3,035	2,430
キャッシュカード窃取型							1,348	3,777	2,850	2,602	3,074	2,217	1,385
現金送付型	815	1,876	2,931	2,078	1,302	746	926	603	353	189	319	438	424
電子マネー型			132	848	1,264	2,888	1,708	1,488	1,133	1,096	1,416	3,370	2,305
収納代行利用型						927	703	76	10	19	48	9	23
その他									20	6	3	52	169

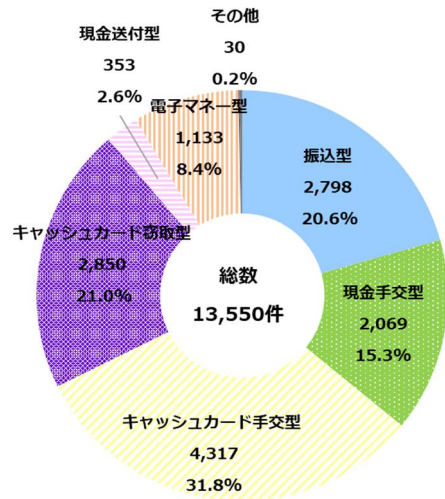
※ 令和7年5月29日警察庁公表「令和6年における特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の認知・検挙状況等について（確定値版）」のデータを利用して作成。

※ 被害金の交付形態別認知件数は、平成24年から統計を開始。

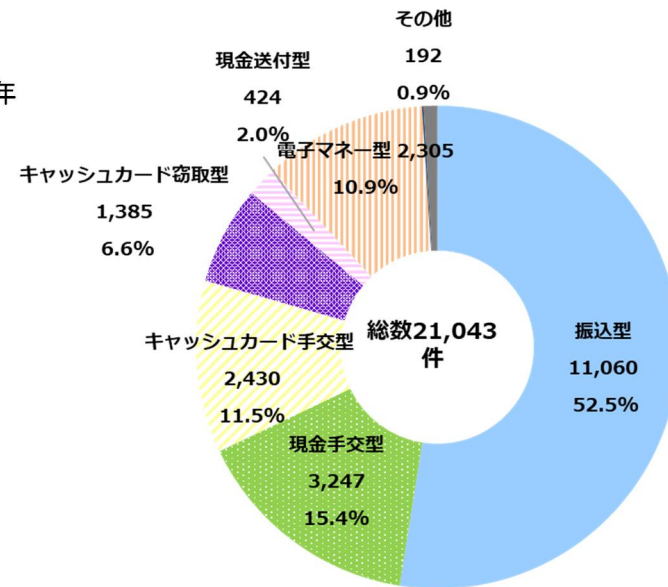
詐欺の被害金の交付形態（内訳）

特殊詐欺

令和2年

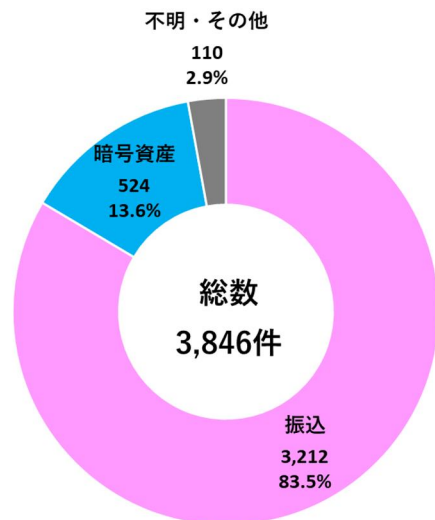


令和6年

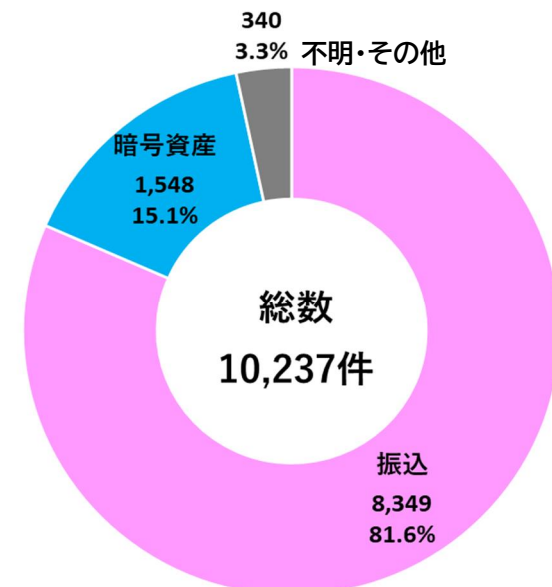


SNS型投資・ロマンス詐欺

令和5年



令和6年



マネー・ローンダリング事犯の検挙等の状況

マネー・ローンダリング事犯の検挙事件数の推移（H27～R6）

区分	年次	平成27	28	29	30	令和1	2	3	4	5	6
総数（件）		389(94)	388(76)	361(50)	511(65)	537(58)	600(58)	632(64)	726(64)	909(57)	1,283(80)
組織的犯罪処罰法違反（件）		381(89)	380(70)	353(46)	504(62)	528(51)	597(57)	623(60)	709(62)	888(54)	1,262(71)
法人等事業経営支配（第9条）		2(0)	0(0)	2(0)	1(0)	0(0)	2(0)	0(0)	1(1)	1(0)	4(0)
犯罪収益等隠匿（第10条）		234(43)	268(45)	240(22)	377(36)	378(32)	413(27)	461(32)	578(43)	696(39)	1,037(45)
犯罪収益等収受（第11条）		145(46)	112(25)	111(24)	126(26)	150(19)	182(30)	162(28)	130(18)	191(15)	221(26)
麻薬特例法違反（件）		8(5)	8(6)	8(4)	7(3)	9(7)	3(1)	9(4)	17(2)	21(3)	21(9)
薬物犯罪収益等隠匿（第6条）		5(3)	5(4)	7(3)	5(2)	8(6)	3(1)	5(2)	15(2)	20(3)	17(6)
薬物犯罪収益等収受（第7条）		3(2)	3(2)	1(1)	2(1)	1(1)	0(0)	4(2)	2(0)	1(0)	4(3)

注：括弧内は、暴力団構成員等によるものを示す。

組織的犯罪処罰法の没収・追徴規定の適用状況の推移（R2～R6）

	年次	没 収		追 徴		総 数	
		人員（人）	金額（千円）	人員（人）	金額（千円）	人員（人）	金額（千円）
組織的犯罪処罰法	令和2	83	352,900	68	1,156,082	151	1,508,982
	3	72	217,888	62	1,476,380	134	1,694,268
	4	76	205,665	92	1,342,766	168	1,548,431
	5	119	353,107	103	1,267,096	222	1,620,204
	6	110	491,081	99	1,764,624	209	2,255,705

注1：令和7年3月末現在の法務省資料による。

2：金額は、千円未満切捨てである。

3：共犯者に重複して言い渡された没収・追徴は、重複部分を控除した金額を計上している。

4：外国通貨は、判決日現在の為替レートで日本円に換算した。

2. 検討項目各論

① 口座譲渡等の罰則の在り方

口座譲渡等に係る罰則

犯収法第28条

預貯金通帳等の譲受け・譲渡しに係る罰則規定

現行規定（抜粋）

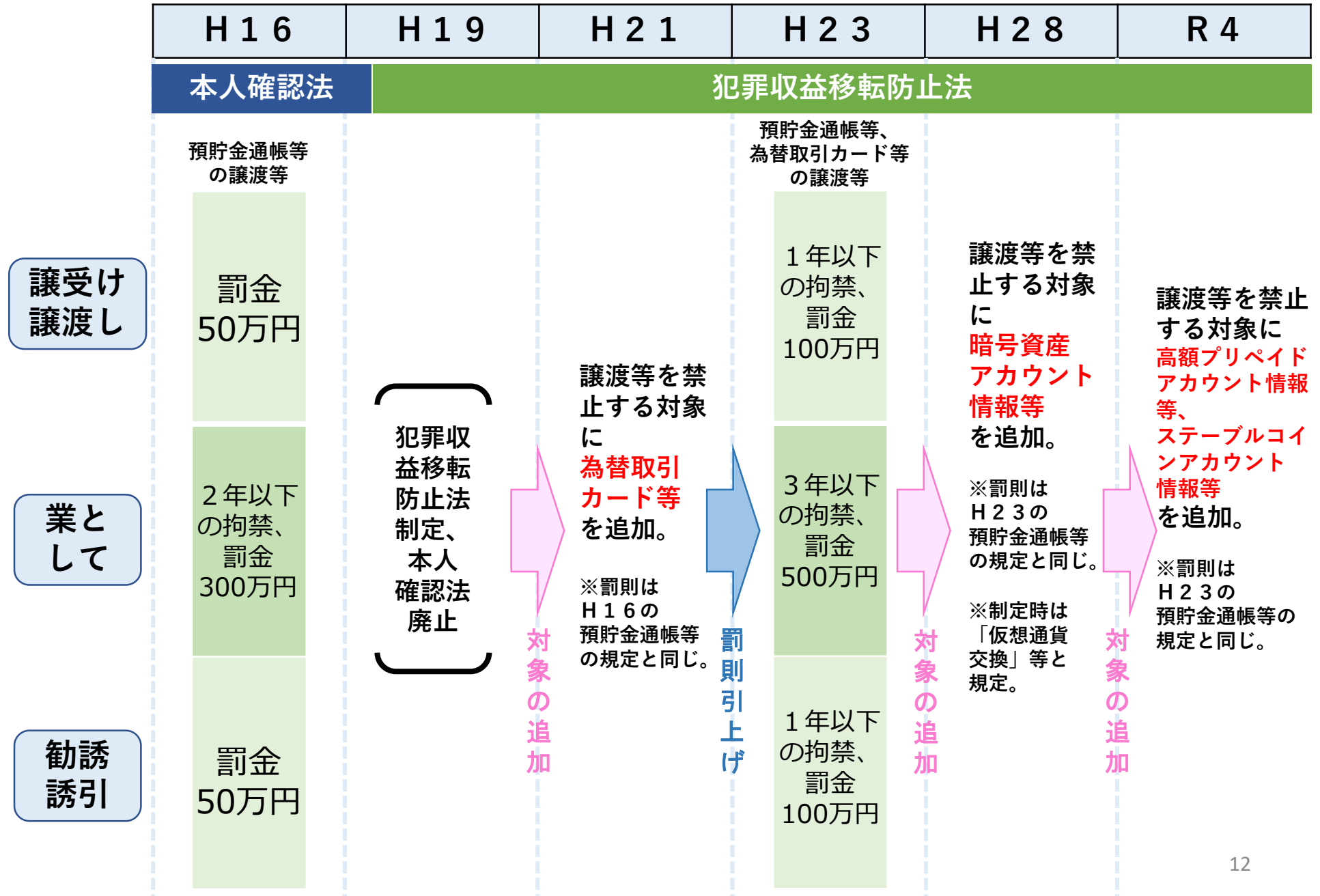
- 第28条 他人になりすまして特定事業者（略）との間における預貯金契約（略）に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、・・・預貯金通帳等を譲り受けた者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等を譲り受けた者も、同様とする。
- 2 相手方に前項前段の目的があることの情を知って、その者に預貯金通帳等を譲り渡した者も、同項と同様とする。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等を譲り渡した者も、同様とする。
- 3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 4 第一項又は第二項の罪に当たる行為をするよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、第一項と同様とする。（略）

犯収法第28条の2～第30条

高額プリペイドアカウント（第28条の2）
為替取引カード等（第29条）
ステーブルコインアカウント（第29条の2、第29条の3）
暗号資産アカウント（第30条）

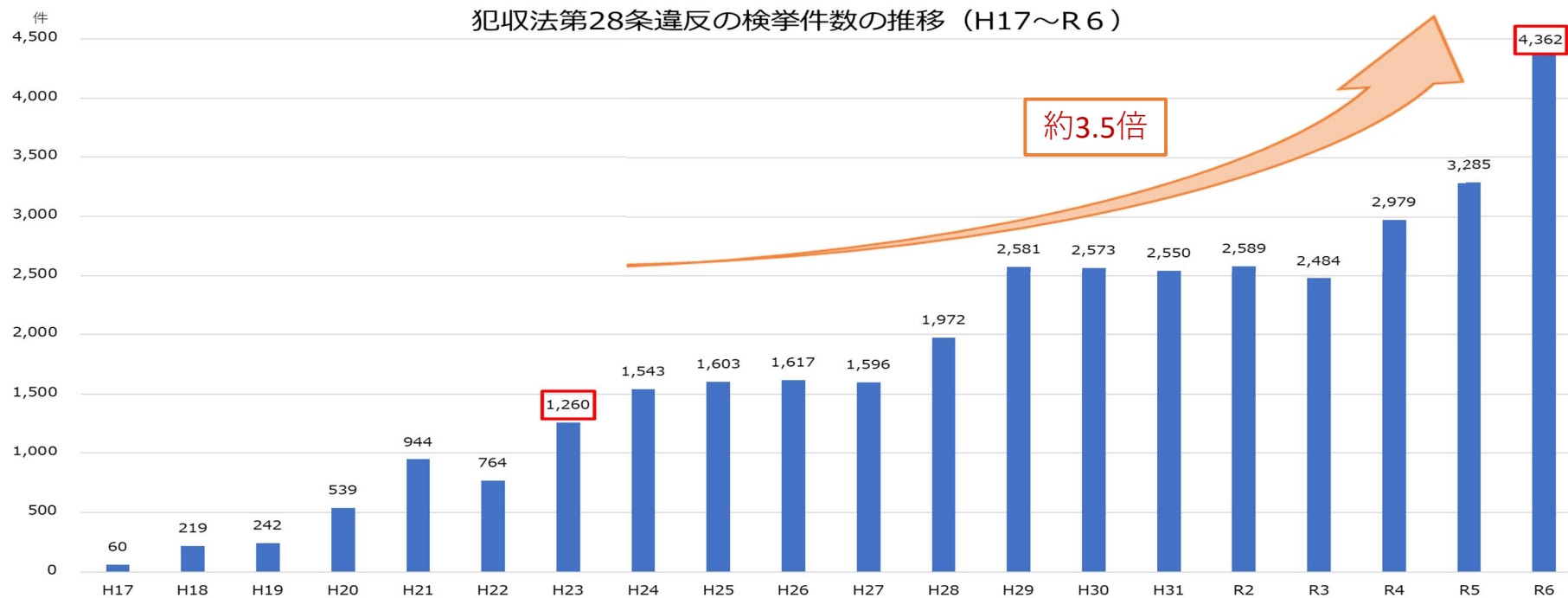
譲受け・譲渡しについて、
第28条と同様の罰則が
規定されている。

口座譲渡等に係る法定刑の変遷

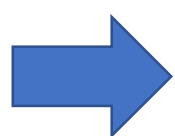


口座譲渡等の検挙状況

犯収法第28条違反の検挙件数の推移（H17～R6）

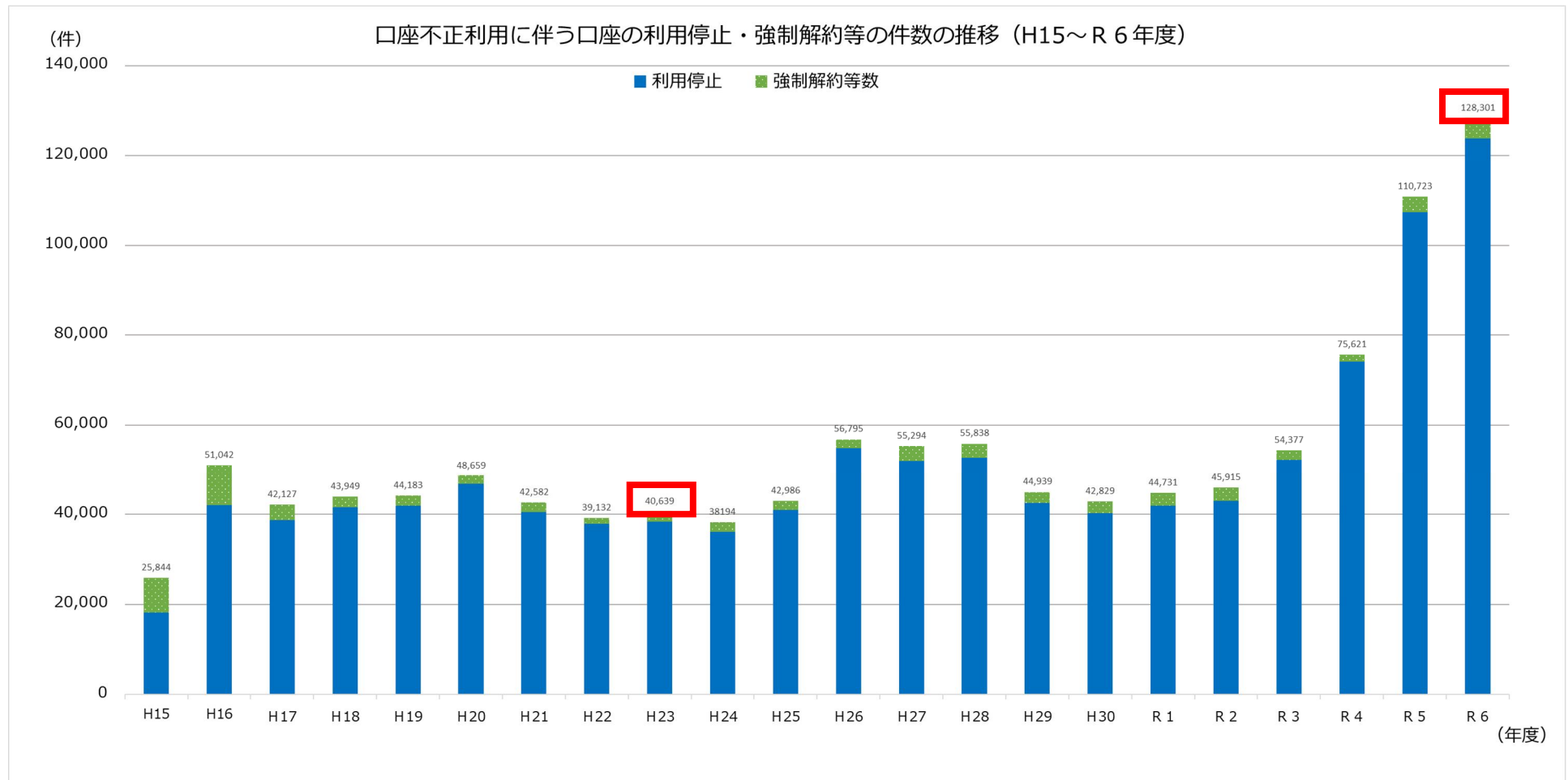


	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
犯収法第28条違反の合計			60	219	242	539	944	764	1,260	1,543	1,603	1,617	1,596	1,972	2,581	2,573	2,550	2,589	2,484	2,979	3,285	4,362
預貯金通帳等の譲渡等			52	196	219	474	851	726	1,220	1,487	1,569	1,584	1,555	1,902	2,523	2,519	2,479	2,539	2,446	2,951	3,230	4,321
業として行う預貯金通帳等の譲渡等			6	18	23	56	68	30	18	32	17	19	25	28	27	27	44	18	27	18	43	29
預貯金通帳等の譲渡等の勧誘・誘因			2	5	0	9	25	8	22	24	17	14	16	42	31	27	27	32	11	10	12	12
為替取引カード等の譲渡等（第29条違反）								0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	35	26	41	50	60
暗号資産交換用情報の提供（第30条違反）															0	0	0	6	23	46	89	90
その他	7	0	0	8	2	2	9	1	0	1	4	34	23	6	0	4	0	4	2	0	0	1
合計	7	0	60	227	244	541	953	765	1,260	1,544	1,607	1,651	1,619	1,978	2,581	2,577	2,577	2,634	2,535	3,066	3,424	4,513



平成23年に現行の罰則に引き上げられた後も犯収法第28条違反(預貯金通帳等の譲渡等) 違反の検挙件数は引き続き増加

口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約等の状況



	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
利用停止	18,218	42,065	38,740	41,606	41,972	46,731	40,475	37,825	38,311	36,038	40,921	54,893	51,969	52,753	42,454	40,193	41,897	42,982	52,242	74,042	107,293	123,823
強制解約等数	7,626	8,977	3,387	2,343	2,211	1,928	2,107	1,307	2,328	2,156	2,065	1,902	3,325	3,085	2,485	2,636	2,834	2,933	2,135	1,579	3,430	4,478
強制解約等	15,837	33,402	39,065	32,622	32,417	38,646	31,978	25,659	31,213	27,466	30,426	30,129	27,148	29,880	24,121	18,694	20,069	21,089	24,705	30,711	51,905	66,211
既口座利用停止件数	8,211	24,425	35,678	30,279	30,206	36,718	29,871	24,352	28,885	25,310	28,361	28,227	23,823	26,795	21,636	16,058	17,235	18,156	22,570	29,132	48,475	61,733
合計	25,844	51,042	42,127	43,949	44,183	48,659	42,582	39,132	40,639	38,194	42,986	56,795	55,294	55,838	44,939	42,829	44,731	45,915	54,377	75,621	110,723	128,301

出典：<https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/hanzai/statistics/>（一般社団法人全国銀行協会ホームページ「口座不正利用」に関するアンケート結果」のデータを利用して作成）

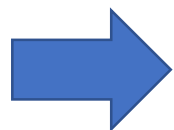
近年の口座譲渡等を伴う大規模なマネロン事犯

法人口座を悪用した組織的巨額マネロン事件

- オンラインカジノ等で得た不正な犯罪収益を被疑者らが管理する稼働実態のない法人名義の口座を用いて海外に送金するなど、組織的マネロンを敢行した事件。
- 移転された収益は、少なくとも約700億円に上る可能性。
- 被疑者らは、SNS等で募った希望者に報酬と引き換えに稼働実態のない架空の法人を設立させ、複数の法人口座を開設させた上で譲渡。組織が管理する法人口座は約500法人、約4,000口座。

ベトナム人らによる投資詐欺被害金マネロン事件

- ベトナム人らが、約6億円超のSNS型投資詐欺の被害金の一部を他人名義の口座から引き出して隠匿したマネロン事件。
- 犯罪組織は、投資詐欺の被害金を複数の口座に分散させ、マネロンしていたものと見られる。



マネロンの手口は時代の変遷とともに巧妙化、多様化しており、その多くで預貯金口座等が悪用されている状況。

預貯金口座の売買価格等の変化

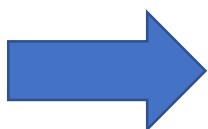
○検挙事例における預貯金口座の実際の売買価格

対象年	最大値	最小値	平均値
平成23、24年	7万円	0.8万円	2.4万円
令和6年	50万円	0.5万円	3.5万円

注：警察庁において把握した犯収法違反等の検挙事例のうち、販売価格が判明したものから抽出した値

高額の収益を上げた事例

- 被疑者は、SNS等を通じて譲渡された預貯金口座について、組織的に転売を繰り返すなどして、1年間で約5,000万円、3年間で約1億5,000万円の利益を得た。
- 被疑者は、買取業者と口座開設者等との間で口座の売買を仲介し、1口座につき数万円の報酬を得て、5年間で約2,000万円の収益を得た。



現行の罰則が制定された平成23年以降、
預貯金口座の売買価格は上昇している状況。

検討に当たってのポイント

【現状】

- 現下の口座譲渡等の状況をみるに、現行の口座譲渡等に関する罰則の感銘力は違反行為の抑止に十分な効果を発揮しておらず、目先の利益を得るために安易に預貯金口座を売る者が後を絶たない状況にある。



より高い感銘力を担保すべく、口座譲渡等の罰則の引上げを検討すべきではないか。

国民を詐欺から守るための総合対策2.0〈抜粋〉

○預貯金口座等の不正な開設、譲渡等への対策

預貯金口座等の不正な譲渡等については、最近の手口や実務上の課題等を把握した上で、罰則の引上げを含めた法令の見直しを検討する。

(令和7年4月22日 犯罪対策閣僚会議)

2. 検討項目各論

- ② 有償で他人に財産を移転させる
行為（いわゆる「送金バイト」）への対応

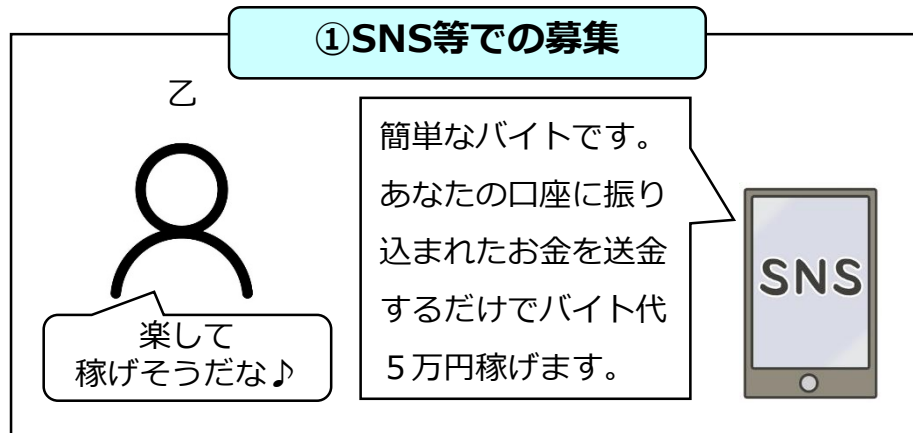
いわゆる「送金バイト」の事例

事例の概要

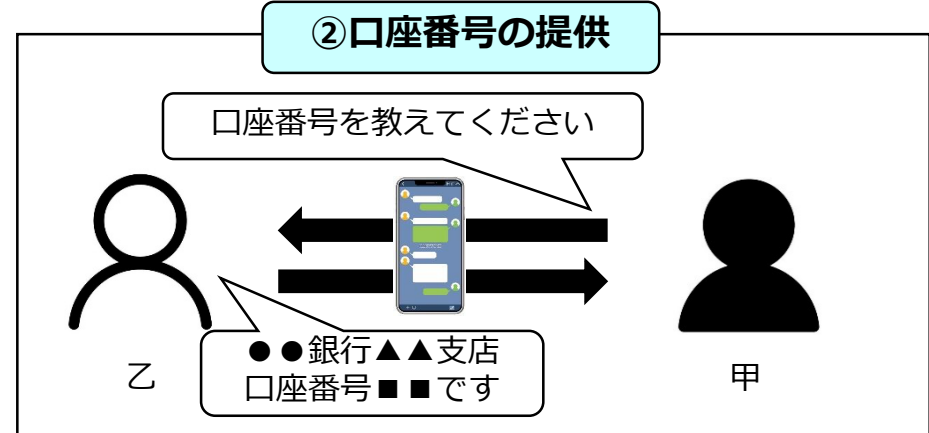
- 動画閲覧サイトで知り合った相手から預貯金口座を使ってお金を送金する仕事を紹介され、相手に**自己名義の預貯金口座の口座番号**を教示。その後、当該口座に振り込まれた金額を指定された口座へ送金。1回当たり5,000円の報酬を受領。
- SNSで知り合った女性から「口座に振り込まれた現金を他人に送金する仕事」等と言われ、相手に**自己名義の預貯金口座の口座番号**を教示。その後、当該口座に振り込まれた金銭を指定された口座へ送金。一日当たり4,000円の報酬を受領。
- SNSで「口座番号、暗号資産のアカウント等を教示するだけで、振り込まれた額の3パーセントが報酬となる。」旨の書込みを発見し応募。**暗号資産取引所のID、自己名義の預貯金口座の口座番号**等を教示。振り込まれた金額から自分が受け取る報酬を差し引き、残りを暗号資産の口座へ送金。
- SNSで知り合った外国人に依頼され、送金をするバイトの認識で**自己名義の預貯金口座の口座番号**を伝える。その後、振り込まれた金額を指示通りに暗号資産、ステーブルコインに換えて、指示された口座へ移転。5回ほど送金を行い、合計約5万円の報酬を受領。
- SNSで知り合った女性から、「あなたの口座に資金を振り込むので、そのお金でギフトカードを購入して、シリアルナンバーを送ってほしい」と言われ、**自己名義の預貯金口座の口座番号**を相手方に伝達。その後、入金された金銭で指示通りギフトカードや暗号資産を購入し、相手に送付。入金された金銭の一部を報酬として受領。

いわゆる「送金バイト」の特徴

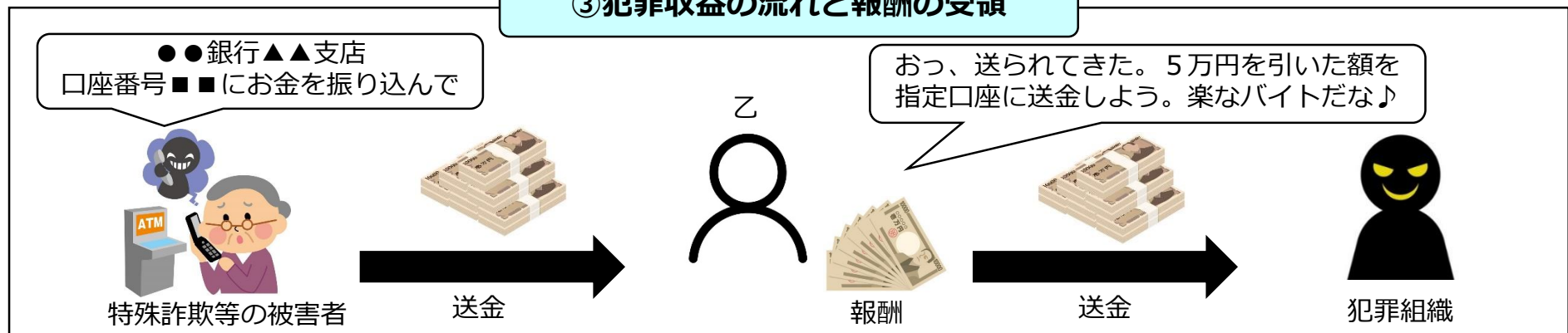
① SNS等での募集



② 口座番号の提供



③ 犯罪収益の流れと報酬の受領



特徴

- SNS等を通じて非対面で募集を実施。
- 報酬を支払うケースが大半である。
- 自己の口座を売却して完全に支配権や管理権まで譲り渡すのではなく、自らは預貯金口座等を引き続き使用しつつ、他の口座（犯罪利用口座）への送金行為を実施している実態。

犯収法第28条の適用可能性の検討

なりすましの目的

→ 甲は乙になりすましているわけではなく、乙自身が送金を行っており、甲は乙になりすまして預貯金契約の役務の提供を受けているわけではないと解される。

預貯金の引出し又は振込みに必要な情報

→ 受渡しをした情報は口座番号等のみであり、預貯金口座を特定する情報ではあるものの、口座名義人と利用者の同一性を認識するための情報とはいえず、預貯金口座内の資金を直接移動等するのに必要な情報とは解されない。

 **甲及び乙に犯収法第28条の罰則を適用することは基本的に困難。**

しかしながら、他者から依頼を受けて見知らぬ第三者へ送金を行うことは、**口座名義人本人以外の者による口座の使用を前提とした行為**

⇒ 外形上は口座名義人本人による取引であったとしても、実態としては**乙の口座を悪用した甲による借名取引であり、マネー・ローンダリングにほかならない。**

【参考】

第28条 他人になりすまして特定事業者（略）との間における預貯金契約（略）に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、・・・当該預貯金契約に係る預貯金通帳、・・・**預貯金の引出し又は振込みに必要な情報**・・・（以下「預貯金通帳等」という）を譲り受けた者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等を譲り受けた者も、同様とする。

2 相手方に前項前段の目的があることの情を知って、その者に預貯金通帳等を譲り渡した者も、同項と同様とする。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等を譲り渡した者も、同様とする。

3・4（略）

検討に当たってのポイント

- いわゆる「送金バイト」を利用したマネー・ローンダリングが、預貯金口座をはじめとした様々な金融サービスで広く行われている。
- 送金代行行為を実施した者やこれを依頼した者に対して、犯収法第28条の罰則を適用することは基本的に困難。



- いわゆる「送金バイト」を直接規制の対象として捉えた新たな規制が必要ではないか。
- 検討に当たっては、以下のような正当な社会経済活動や商取引の一環として行われるものが規制の対象にならないよう配慮が必要。

例

- 銀行等、為替取引を法律上代行することができる者が、顧客等の依頼を受けて、指定先に送金を行う。
- 食事の会費を代表者が決済アプリや口座振込で集金し、店舗に一括で支払う。
- アプリの操作に自信がない甲の祖父が甲の母に現金を手渡し、母が祖父に代わり遠方に暮らす甲へ、アプリを使って甲の母のアカウントで送金をする。
- 自身の消費に係る支払に必要な口座振込を家族に任せる。

2. 検討項目各論

③「架空名義口座」を利用した新たな措置について

「架空名義口座」を利用した新たな措置の必要性

国民を詐欺から守るための総合対策2.0〈抜粋〉

○被害金の追跡及び被害回復を容易にするための取組

・ 架空名義口座捜査等の新たな捜査手法の導入に向けた検討

(中略) 犯罪者グループは、他人名義の口座等を違法に取得し、犯行に利用していることから、犯罪者グループの上位被疑者の検挙、犯罪収益の剥奪等を図るとともに、口座の悪用を牽制するため、捜査機関等が管理する架空名義口座を利用した新たな捜査手法や関係法令の改正を早急に検討する。

(令和7年4月22日 犯罪対策閣僚会議)



⇒ 警察が管理する「架空名義口座」を利用した新たな措置を講じることは、預貯金口座等の不正利用を防止する上で有効なものと認められるため、当該措置の具体的な在り方について検討することとしてはどうか。

「架空名義口座」を利用した新たな措置の粗々のイメージ（案）

- ① 金融機関等の協力を得て「架空名義口座」を開設する。
- ② 預貯金口座等の譲渡やいわゆる「送金バイト」をSNS等で誘引する者に対し、警察官が警察官であることを秘して応募等をする。
- ③ 誘引する者等に対して警察官が口座譲渡等を行う。
- ④ 犯罪グループに渡った「架空名義口座」については、金融機関等に適宜必要な協力を求めつつ、その利用状況（ex. 特殊詐欺の詐欺金の振込先として悪用される等）を確認、同口座の利用停止等の措置を講じるなどして、財産の散逸を防止する。

効果

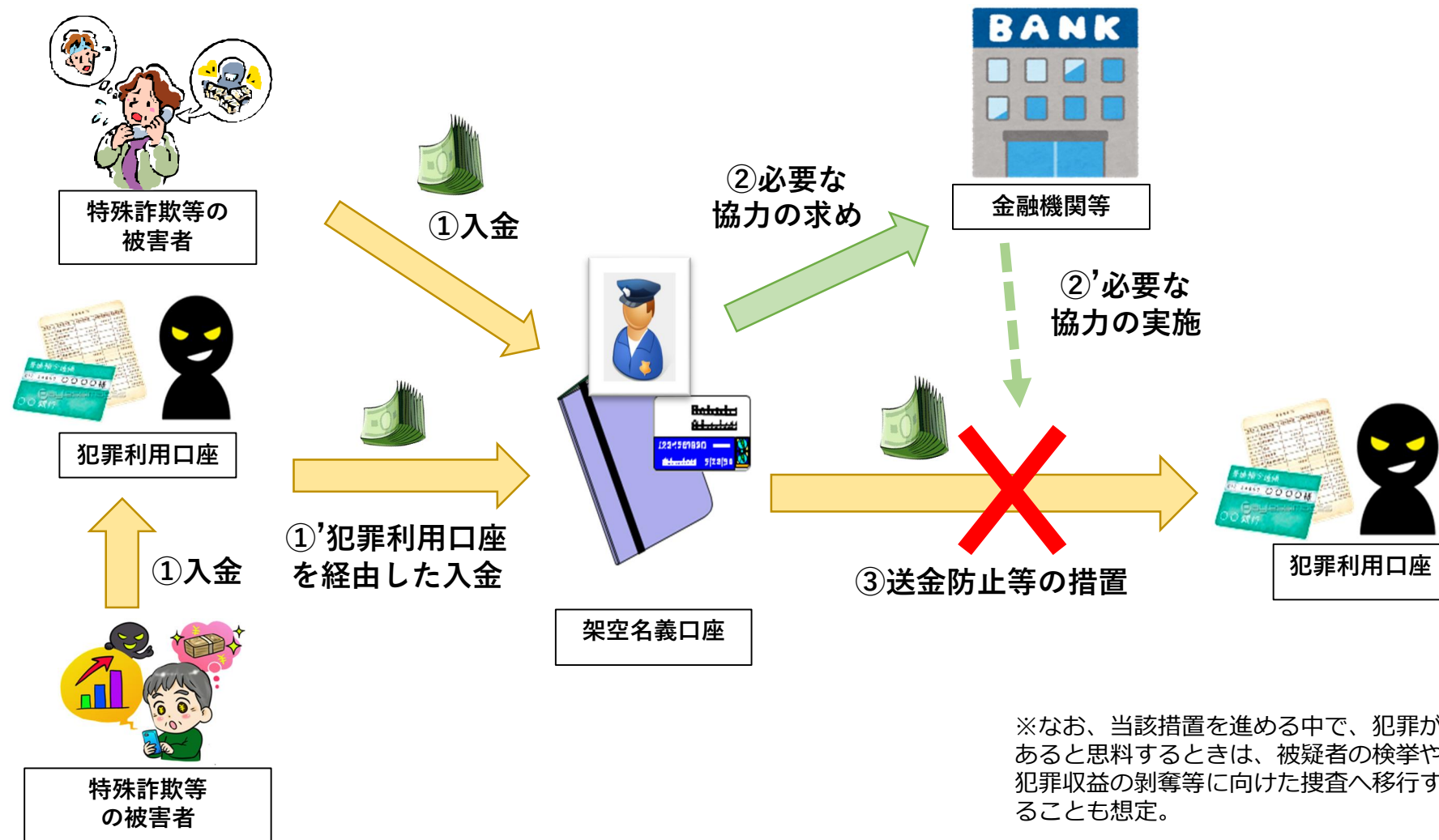
- ・ 犯罪グループに「架空名義口座」を渡し、そこに犯罪グループが詐欺の被害金等を入れた際に、その出金を許容しないことで、犯罪によって得るはずだった金銭が警察に確保され、個々の犯罪の完遂を防止する。
- ・ 犯罪に利用できない口座を供給することで、入手した口座が取引制限されていないかなどを確認する必要が生じ、預貯金口座等をマネロンに悪用するためのコストを引き上げる。



預貯金口座等の犯罪利用を防止

「架空名義口座」を利用した新たな措置の粗々のイメージ図（案）

イメージ



検討に当たってのポイント

①本措置の法的性質

- ・本措置は、法的にどのような行為といえるか。

②本措置の必要性・相当性

- ・警察官がSNS等で口座買取りやいわゆる「送金バイト」の募集に応じて口座譲渡等を行うことの必要性・相当性をどう考えるか。

③「架空名義口座」に移転した財産の取扱い

- ・「架空名義口座」に移転した財産については、どのように取り扱うべきか。

④返す先の特定されない残余財産の取扱い

- ・「架空名義口座」に入った財産が返されず残った場合、どのように取り扱うべきか。